

中央防災会議 防災対策実行会議（第3回） 議事録

日 時：平成25年12月24日（火）14:00～15:30

場 所：官邸2階大ホール

- ただいまから、第3回「防災対策実行会議」を開会させていただきます。よろしくお願いいたします。

今日の第3回会議については、10月に開会をさせていただく予定になっておりましたが、御承知のように台風第26号に関する大島等々の被害への対応がございまして、スケジュールを大幅に変更させていただきました。委員の皆様にはいろいろとご迷惑をおかけしましたが、お忙しいところ日程を取っていただきましてありがとうございます。

それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。まず、座長の官房長官から御挨拶でございます。

- 委員の皆さんには年末の大変お忙しい中を御出席いただきまして、心から感謝を申し上げる次第でございます。今、お話がありましたように、第3回会議が台風のために本日になったところであります。

このたびの臨時国会におきましては、南海トラフ地震対策特別措置法、首都直下地震対策特別措置法、防災・減災等に資する国土強靱化基本法の3つの法律が成立をいたしました。政府としてはこれらの法律を適切に施行していくことによって、引き続き防災対策に万全を尽くしていきたいと思っております。

本日の会議では、首都直下地震対策ワーキンググループ最終報告及び政府業務継続計画案について、住まいの再建関係で被災者行政のあり方について、第3回国連防災世界会議関係で、「防災先進国・日本」を世界に発信する取組について、この3つのテーマについて御議論をいただきます。いずれのテーマも防災対策を考える上で極めて重要なものであります。特に首都直下地震関係のものについては、先般、最終報告が公表されたところであり、メディアなどでも大きく取り上げられました。国民の皆さんの生命、財産等を守るためにも、政府の業務継続計画の策定が喫緊の課題であります。前回会議からの引き続きのテーマでもありますが、委員の皆様の闊達な御議論をぜひお願い申し上げます。

私は本日、別の公務のために冒頭のみで失礼しますことをお許しいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

- それでは、まず報道の方はこれで退室をお願いできますか。

（報道関係者退室）

- それでは、官房長官、ありがとうございました。
- 済みません、どうぞよろしく願い申し上げます。

(内閣官房長官退室)

- まず、議題1の首都直下地震対策検討ワーキンググループの最終報告及び政府の業務継続計画案について、資料に基づきまして事務局から説明を行います。
- それでは、お手元の資料に従いまして説明させていただきたいと思います。

資料1-1をごらんいただきたいと思います。本資料につきましては12月19日に、ここにも御出席である増田委員が主査としてまとめられました検討ワーキンググループにおきまして、19日に大臣に御報告いただいた中身でございます。なお、作成に当たりましては吉井委員に副主査として、また、大原委員にも委員として御検討いただいたところでございます。

お手元の資料をお開きいただきますと、2ページをごらんください。関東地方における地震を並べたものでございます。ピンクで書かれているものがマグニチュード8クラスの地震でございます。おおむねマグニチュード8クラスの地震が起きた後、しばらく空白期間が続きまして、その後、水色で書かれておりますマグニチュード7クラスの地震が頻発する。そしてマグニチュード8クラスの地震が起きるという傾向がございます。

現在は空白期間からマグニチュード7クラスの地震が発生しやすくなるタイミングに移る時期ということで、大体今後30年間で70%の確率で直下型の地震が起きるといふうに見込まれているところでございます。なお、マグニチュード8クラスの地震につきましては、おおむね200~400年間隔で起きておりまして、直近が関東大震災、90年前でございますので、あと100年ぐらいは発生の確率が低いだろうと見込まれております。

また、最大クラスの地震と称しますものは一番上、大体2,000~3,000年間隔で起きておりまして、元禄にそのクラスの地震が起きておりますので、これは当分起きないだろうと見込んでおるところでございます。

そういうところございまして、4ページをごらんいただければと思います。今、申しましたものを整理いたしましたのが4ページの表になってございます。したがって、今回の地震の対策の中心といたしましては、直下型のマグニチュード7クラスの地震をターゲットと考えています。なお、関東大震災クラスのものにつきましても、中長期的な対策として取り組んでいくこととしたいと考えております。

5ページの図でございます。それぞれの地震の規模に応じた広がりイメージでございます。黄色が震度6弱、オレンジが震度6強、赤が震度7となっております。

次に、7ページでございます。マグニチュード7の地震につきましてはどこでも起こり得るといふことで、それぞれここで起きたらどんな被害想定になるかということをもとめたものでございます。なお、この19の地震以外の場所でも起こり得る可能性はあるということでございます。

8ページは、ただいま申し上げたものを整理したものでございます。

9 ページ、首都圏直下型の地震の中で特に都心南部直下地震を想定した図でございます。都心南部直下地震を想定したというのは、このエリアが一番被害が大きく出やすい場所であるということで、その部分を対象に被害想定を出しました。それによりますと全壊焼失家屋が約61万棟、死者が最大で約2万3,000人、要救助者が最大で約7万2,000人、被害額が約95兆円ということでありまして、最大と書いてございますのは、発生する季節、時間、風速等によりまして大きく影響を受けるということで、これは冬の夕方、風速8メートルのケースでございます。

被害の様相というところをごらんください。10ページでございます。建物につきましては木造住宅を中心に多くの建物が損壊いたします。火災につきましては、火災は同時多発に発生しまして、延焼は2日程度続くと見込まれております。その他の状況も下に書いてございますが、特に鉄道に関しましては運転再開まで地下鉄が約1週間、その他の鉄道は1カ月程度要するだろうと見込まれているところでございます。

11ページ、首都直下地震ということで他のエリアの地震と比べた場合、中枢機能があるということが非常に大きな問題となります。一つは政府の中枢機関がある。もう一つは経済中枢であるということで、全国への波及のおそれが大きいということでございます。

もう一つは巨大過密都市であるということでございまして、ここに書かれているような大きな困難が懸念されるところでございます。

12ページ、電力に関しましては湾岸エリアに火力発電所がかなり集中しておりますので、供給力が半減すると見込んでおります。需要も減りますけれども、それでもやはり計画停電が起きるのではないかと考えておるところであります。火力発電所の復旧につきましては、検査を終え、問題がないとしてもやはり1週間ぐらいはかかるということで、何らかの支障があれば復旧までにさらに時間がかかるということでございます。

13ページ、地震の揺れに対する被害でございます。揺れによります全壊棟数が現在のところ17万5,000棟、死者1万1,000人と見込んでおりますけれども、これにつきまして耐震化を仮に100%まで持っていければ、その被害を10分の1に減らせると見ているところでございます。また、建物丸ごと耐震化が難しい場合には、1室耐震化とかベッドの補強ということもあるということでございます。

14ページ、出火についてでございます。火災につきましては既にガス関係につきましては各個別のマイコンルーターと、下に書いてございますSUPREMEシステムというものによりまして、かなりの程度出火を抑える仕組みができ上がっておりますけれども、阪神・淡路大震災の場合にも電力を原因とします出火がございましたので、そういった出火防止対策を進めることが重要かと考えております。感震ブレーカーのようなものを設置することによりまして電気出火を防止し、あわせて初期消火を進めることによりまして、これも被害を10分の1に減らすことができると考えてございます。

15ページ、首都中枢機能の確保でございます。政府の業務継続計画は既に策定し、後

ほど説明させていただきますが、発表させていただいたところでございます。企業におきましても事業継続計画を策定しておりますけれども、まだ1社限りも多くございまして、それにつきましては取引先を含めましたサプライチェーン全体のBCPを作成していただくよう、経済界にお願いしているところでございます。

16ページ、復旧・復興の場合の課題といたしましては、道路交通マヒが深刻になるのではないかとということが想定されておりまして、これにつきましてはあらゆる復旧・復興の大前提ということでございます。関係省庁におきまして検討を進めているところでございます。

17ページ、経済被害対策を含めました被害総額、先ほど95兆円と申しましたけれども、震災対策、耐震化あるいは火災対策、BCPの作成等を行いますと、大体被害額が半減できるのではないかと見ておるところでございます。

なお、18ページにつきましては、関東大震災タイプの地震が起きたらどのような被害が生ずるかということ想定したものでございまして、特に神奈川県、千葉県の海岸が津波が6～8メートルということで、大きな被害が生ずるということでございますので、こういったものに対する津波対策をロングスパンで考えていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

19ページでございますが、今後の予定といたしましては本日、防災対策実行会議におきまして御説明した後、中央防災会議においても御説明をする予定としております。なお、年度末に向けまして法律に基づく各種計画の策定等を進めてまいる予定にしております。

あわせて資料2-1をごらんいただければと思います。政府の業務継続計画案についてでございます。この実行会議でも前回御議論いただきました業務継続計画につきまして案がまとまりましたので、御説明させていただきます。

最後の4ページをごらんいただければと思います。上から2つ目の四角のところに書いてございますが、基本的には1週間、外部から庁舎に補給なしで交代で非常時優先業務を実施できる体制を目指すということで、電力、水道、その他、そういったものにつきまして1週間、外部から補給なしということをお前提としております。その上で、左側は執行体制ということでございますけれども、職務の順位を決めるというのは当然といたしまして、非常時優先業務に集中するために、その他の業務につきましてはなるべく地方支分部局長に委任する等によりまして、中央省庁が非常時優先業務に集中できるようというふうにしております。参集要員をきちんと把握することを行うこととしております。

右側でございますが、それぞれ1週間の対応ができるような執務環境を整えるということをお定めたものでございます。代替拠点につきましては現在、官邸に支障が生じた場合に備えまして、内閣府、防衛省、立川というふう決めておりますけれども、その先の過酷事象におきます代替拠点のあり方も検討することといたしてございます。

なお、3ページにお戻りいただきますと、先ほど申しました非常時優先業務というものはこういうものであるということを定めておりまして、大体発災直後から3日目ぐらい、それから、3日目からおおむね1週間というあたりでどういった業務が中心になるかということを整理いたしまして、それにつきまして中央省庁は勢力を集中することにならせていただいているところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○ ありがとうございます。

御意見を頂戴したいと思いますのですが、私の会見に増田委員、阿部先生に御同席いただいて、私から、3つのタイプの地震があるけれども、30年以内に70%、これが一番対策の中心。関東大震災クラスは100年ありますので3世代かけてやる。もう一つの千数百年は想定の意味がありませんので参考ということで、まず優先は30年に70%の都区部直下型の対策を中心に会見をさせていただきました。首都圏でも既に87%近くは耐震ができておりますので、さらに進めることによって耐震あるいは火災を出さない対策によって90%、その被害を縮減することができるということでありまして、しっかりこの対策を講じることが大事。

もう一点、これは会見のときに私はあえて申し上げなかったのですが、この資料の12ページでございますが、電力の供給事例です。最初の資料1-1の12ページですけれども、これをごらんになるとおわかりいただけるように、実際に被災しますと需要が落ちますけれども、1週間から数カ月の間に火力発電所の復旧ということですが、火力発電所は全て東京湾内で、御承知のように建設されてから相当の時間がたっている。したがって、仮にこれは安全の確認をされた上で原発が稼働しているということになれば、新潟のほうから電力の安定供給ができる。そういう視点でも原発の安全を確立した上で再稼働させる意義というのは非常に大きいのかなということ。これは私はあえて記者には報告しませんでしたけれども、そういう認識でいることは御披露申し上げたいと思います。

最後に、自助、共助の支点に立って防活を始めましょう、とパネルまで作ってやったのですが、どうもこれを報道していただいたのはほんの一部で、今、就活が12月から始まりましたので、防災活動の防活という言葉はどうかなと思ったのですけれども、増田委員、ぜひ広めてください。

ということでございまして、では皆さんから御意見を頂戴したいと思います。

○ この取りまとめの主査でありましたので、その立場からお話し申し上げたいと思います。

首都直下地震対策検討ワーキンググループですが、19回やりましたけれども、ほぼ全ての会合に大臣に御出席をいただいて、いろいろ御意見をいただきました。そういう点で政府が大臣以下、大変積極的に取組をするという姿勢があらわれていたものと思います。改めて感謝申し上げたいと思います。

そして、内容については今、政策統括官からお話がありましたが、特に例えば交通マヒが必ず起きるのであろう。そのときに車両をどのように排除していくかといった問題については、現行法制で対応できるところと、場合によっては対応できない場合も考えられる。そういった事柄について検討の上、適切な措置をとってくださいと記述しているところがございます。こうした点については関係省庁のほうで、いずれにしても国民の生命、財産を守るという観点からぜひ積極的な取組をお願いしたいと思います。

それから、海外への情報発信が、首都直下の場合には政府機能が本当に継続しているかどうかという意味で、大変重要な要素であると思いますので、これは日本語でない言語を使うということになると思いますけれども、特に海外への情報発信ということを取りなく行うということで、ぜひ万全の対応をとっていただきたいと思います。

3点目ですが、今、大臣から防活というお話がございました。これはぜひみんなに、第一歩を踏み出していただくことが大変大事になりますので、その言葉と同時に、その精神を普及させなければいけないと思っています。ここも一生懸命やりたいと思います。以上です。

○ ありがとうございます。

ほかにございますか。どうぞ。

○ 大変時間をかけてまとめていただいて、拝読させていただきました。ただ、今日ここに来まして、大臣のお話などを伺いまして、新聞報道とは実はかなり違うということ初めて認識いたしました。新聞などですと、やはりマグニチュード7、最悪2万3,000人、それだけが独り歩きしがちでございます。最悪が2万3,000人かということ、資料を細かく見させていただきますと、大臣がおっしゃる3つのパターンがあるうちの2つを中心にワーキンググループでは分析された。その中でさらにいろんなシミュレーションがある場合の1つを。

○ 首都直下の一番の最悪の事態です。

○ そういうお話なのですが、これはマグニチュードが少し違うと全然話が違ってくるわけで、これらは政府にお願いするというよりも、マスコミにお願いすべきことなのですが、記者レクを非常に時間をかけてやっていただいて、1つの数字が独り歩きしないように、あらゆる報道、災害の場合そうなのですが、お願いできたと思います。政府の対応というよりもマスコミの問題だと思うので、そこをすごくシンプルにし過ぎないようなマスコミ教育と言ったら僭越でございますが、記者レクをかなり時間をかけてやるなどしていただけたらと思いました。

○ ありがとうございます。

今、委員のおっしゃるとおりなので、相当丁寧にメディアにも事前に時間をかけて説明を行いました。私も会見では、この被害想定は最悪の事態を想定したもので、いたずらにあおるのは何の意味もないということ相当強調しました。実際に対応すれば10分の1になるんだということも申し上げましたけれども、ほとんどの紙面は95兆、17万棟、

2万3,000人、こういったものが独り歩きをしておりましたので、ちょっと残念ですが、政府もしっかり対応しますが、それぞれの立場で影響力のある皆様方ですので、ぜひ正しい広報をしていただくように、私からも改めてお願いを申し上げたいと思います。

- 2点あるのですが、1点はお願いなのですが、やはりこの報告書の書きぶりですと、当面はマグニチュード7.3の地震が重要だからやる。それはいいのですけれども、対策は長期にわたってかかりますので、その後、最大のプレート境界地震も想定したものをやるということを書き書いていただければ、メディアの取扱いは違ったと思うのです。というのは、南海トラフは考え得るという言葉が入っていたので、2,000~3,000年に1回とか1,000年に1回とかいう評価ではなくて、起こり得る最大規模という形で進めたものですから、まさにそんな対策は非常に長期にわたって、かつ、膨大な財源が要りますから、そう簡単にはできないのです。首都直下地震も元禄地震のような巨大地震対策につながるんだという書きぶりのほうが、要するに何か重要な印象を与えたような形のまとめ方になっていないというのがちょっと気になるところです。

もう一点ですけれども、実は今回の結果は18年前の阪神・淡路大震災に比べますと、被災地の人口及び被害額はともに10倍になっています。阪神大震災は9兆6,000億で被災地人口340万。今回は最大3,000万で95兆ですからちょうど10倍なのです。そうすると防災・減災体制の基本は阪神・淡路大震災で得られた知見を用いればよいことになってしまいます。そうではないはずなので、やはり首都圏というのはヒト・モノ・情報・金融などの資源が集中していますから、大臣がおっしゃったようにそういう首都機能というものが非常に重要で、被害はそこに集中するはずですが、それについて電力等のいろいろなライフラインについては、強靱化が進んでいるということなのですが、そうなりますと今回ガレキの量が9,800万トン、平成16年の被害想定が9,600万トンで、前回は実は被害額が直接が前回67兆円で、今回47兆円で20兆も直接被害が減っているにもかかわらず、ガレキがなぜ増えているのか。これがよくわかりません。直接被害でガレキが増えるはずなので、今回直接被害額が20兆円も減っているということは、もっとガレキが減らなければいけない。増えているということがよくわからない。これは今、答えていただかなくても結構ですけれども、今、環境省で首都直下のガレキをどうするかという議論をやっていただいていますので、この量というのは大変実は重要ですから、その点、ちょっと精査していただく必要があるだろうと思います。

- では順次説明できることを統括官から。
- すみません、ガレキのお答えにつきましては手元に資料がないので精査してみます。

まず新聞報道につきましては大臣からもお話いただきましたように、かなり数週間にわたって事前レクを実はしておまして、それだけでは足りないかなと思ったので、私の方で各論説委員を回りまして、数字だけが独り歩きしないように、きちんと対策をとれば被害は抑えられるということを書き書いてほしいというふうにお願ひした結

果で、南海トラフ巨大地震検討ワーキンググループの最終報告のときの報道ぶりよりはましかなと思っているというのが現状でございます。

それから、中長期のマグニチュード8クラスの対策につきましては、おっしゃるとおり、事前の説明の段階では、時間をかけて対策をすとか、ソフト対策については今からでもできるからやるんだとか、2000年間隔の地震への対策はその延長上だというような話はしておったのですが、なかなかうまく伝わらなかったのかなと思っております。その辺は反省しているところでございます。

以上でございます。

- 今、一番困るのは南海トラフの地震の被害想定のところ、やや長周期波による影響というのが実は持ち越しになっているのです。これは首都直下地震の被害想定でやるということで先送りした経緯がありますので、この部分は早くやっていただかないと、南海トラフでも周期の長い地震波が出てまいりますので、その辺はきちんと指針を出していただかないと、例えば大阪府なんかは咲洲の府庁の庁舎をどうするかというのが持ち越しになっています。それは政府の結果を待つと言っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。
- 長周期地震につきましては、首都直下地震の段階でどのような揺れを起こすかというモデルをつくりまして、その揺れの計算をしたところでございますが、それが建物にどういう被害を与えるかということにつきましては、現在調査中ございまして、近々にも発表したいと思っております。
- どうぞ。
- 内容は余り意見はないのですけれども、私の中越地震の経験からいきますと、国と都道府県と市町村の権限が交錯する部分があって、災害対策のときは気がついた人間がやらなければいけないと思っております。

平常時の権限で動くということはまずは考えられません。例えば長岡市と国が直接結びついたりとか、そういう中でとにかくいろんな形の中で対策が進んでいくのが普通ですから、それを今度首都圏で考えたときにもっと難しいだろうなという感じが私はしていて、国があって、東京都は東京都でまたかなり実力を持っていますし、23区と市があって、それで交通を考えても都バス、都営地下鉄いろいろあるわけです。その整理は多分できないでしょうね。整理については私はどうしたらいいか明確に意見があるわけではないのですが、超法規的な何かそういったものが首都圏の場合は必要になってくるような気がしてしょうがないのです。その権限に関して言えば。

せっかくここまで出来たわけですが、その次のステップとして各組織の権限の隙間があったり、あるいは輻輳するところをどうするか。特に中間の都道府県が一番問題なのですけれども、どうするかということをよくお考えいただいたほうがいいのではないかと私の経験から思います。

- ありがとうございます。どうぞ。

○ どうも御苦勞様でございました。

2点ほど意見を申し上げます。1点はBCPといいますか、首都機能の維持という観点から申し上げますと、基本的にきちんと対応していただいて、計画していただいていると思いますが、こういうものはちょっとしたところがネックになって進まないことがあります。これからなるべく細かいいろいろな場合分けに応じてBCPを改善していただきたいということでございます。

例えば夏におけますと、電力が不足している中で当然冷房は使えないわけですがけれども、冷房が使えない高層ビルの中で仕事ができるかとか、特に冬場ですと強毒性のインフルエンザが流行っているときに起きたときにどうなるかとか、そういうふうな比較的必ずしも起きるとは限らないようなものでも、細かいところまで考えていただかないと実際のときにあつということになるのではないかというのが1点でございます。

2点目は首都圏という観点で考えたときに、地方と比べて大きな特徴は、小さい子供が電車通学をしているということがございまして、学校にいるときとか家にいるときというのはきちんとできると思うのですが、心配しているのは通学時でございまして、通学時で電車がとまる。本来、保護をしてくれる学校にもいない。家にもいないというときに、小さい子供たちの安否をどう守るかというのは、小学生の子供たちを持っている親にとっては非常に大きなネックになります。そういう意味で子供の視点で見たときの対応ということが大都会の環境ならでは必要なのではないかというのが1点。

それから、2020年のオリンピックということ考えたときに、ある種の首都圏特有のVIP対応をどうするかということも少しあるのではないかと考えていまして、当然、大使館等の大きなところは物が壊れるということはないと思いますけれども、ただ、上下水道が故障していることによる御不便等があったときに、ある種のVIPを隔離するような、隔離というかきちんと普通の生活をしていただくような対応も含めて、少し検討しておく必要があるのではないかと思います。

以上でございます。

○ ありがとうございます。どうぞ。

○ 業務のところなのですけれども、いただいた資料を見ますと3日目までに33項目、1週間までに11項目という非常にリソースがないときにたくさんのをやらなければいけないということで、これはできればいいのですけれども、この報告書を見ますと、できなければどうするかというのは書いていないですね。

実は米国の連邦危機管理庁はタイムラインといって、日単位ではなくて時間単位でこのタイムスケジュールが書いてあります。ですから時間単位で書いてあるとすぐにうまくいっているかどうかわかりますので、日単位ではなくて時間単位で各省庁が何をやるかということを明示して、そしてうまくいかなかったときどうするんだというフィードバックをかけておかないと、結果的にはできませんでしたでは困ります。委員のおっしゃったとおりで、その辺は最初にやはり立ち上げがとても難しいということを考えます

と、その辺うまくいかなかったらどうするかということも考えておくことも大事だと思います。

- ほかにございますでしょうか。よろしいですか。特に事務局から補足はいいですね。ありがとうございました。貴重な御意見をいただきました。また会議の最後でも総括的な意見をうかがう機会がございますので、またその際に指摘点があればお話をいただきたいと思います。

次にテーマの2に移らせていただきまして、住まいの再建関係で、被災者行政にかかわる課題についてを議題といたします。

資料3をご覧ください。説明については統括官からお願いしたいと思います。

- 資料3をご覧ください。東日本大震災におきましては通常の災害の場合と異なりまして、原発事故の影響等によりまして自主避難あるいは避難生活の長期化というものがございました。そうした中で住まいの再建に至るまでの過程が不明確であるとか、民間賃貸住宅の活用において混乱が生じた、建設完了までに半年以上の期間を要した、追加工事等もあって多額の費用を要したという課題が明らかになったところでございます。

下の段でございますけれども、昨年の防災対策推進検討会議におきましても、被災者の資力やニーズも踏まえた公平で効率的・効果的な住まいの確保策を検討すべきということが提言され、また、建設された住宅が将来にわたって有効に活用されるような方策について検討すべきという話がございます。

また、民間賃貸住宅を借上げる際の取り扱いについて示すべきということ、あるいはより使い勝手のよい制度をつくるべきということを御提言いただいたところでございます。

2ページ、こうした指摘を議論するに当たりましては、まず自助、公助、共助、国と地方の役割分担など全体像を踏まえつつ議論していただくことが必要だということで、これにつきましては後ほど御説明しますが、別途有識者による検討会を開催して検討を進めることとしているところでございます。

3ページ、検討課題の1点目は、被災者の資力やニーズを踏まえた公平で効率的・効果的な住まいの確保ということでございますけれども、まず災害の規模、種類、地域の特性等に応じまして、応急仮設住宅と恒久住宅の件数をどのように組み合わせしていくのか。また、民間賃貸住宅はどのように活用していくのかということについて検討していく必要があると考えております。

4ページでは、被災者が災害の発生から避難所などを経て、恒久的な住宅確保に至るまでのプロセスというものを整理したものでございます。内容については省略させていただきます。

5ページ、プレハブ住宅、いわゆる応急建設住宅と応急借上げ住宅との違いというものを整理させていただいたものでございます。空き家がある場合には民間賃貸住宅を借上げるというのも有効な手段であると考えているところでございますが、さまざまな課

題もあると考えてございます。

6 ページ、賃貸住宅の空き家の状況を示したものでございます。平均で約19%が空き家になってございますが、都道府県により戸数のばらつきが大きい、即座に入居できる物件ばかりとは限らない、あるいは特に東京都の場合ですと大変空き家の戸数が多いように見えますけれども、ワンルームマンションが半分ぐらい占めているという状況もございまして、それが直ちに使えるかという問題がございまして。

7 ページ、改修によって応急仮設住宅を有効活用するとか、他用途に転用する場合あるいは既存の建築物を活用して応急仮設住宅としたような事例というものがございまして。

8 ページ、災害公営住宅を早期に供給することによりまして、仮設住宅からいち早く恒久的な住宅に移っていただくための方法といたしまして、応急仮設住宅と並行して公営住宅を建設した例、あるいは早期着工を行った例、買取りを行った例などがございまして。

9 ページ、検討課題の2点目でございますけれども、民間賃貸住宅を借上げる際の取扱いということが大きな課題になってくるわけでございます。既に借上げの協定等は結んでいる事例もございましてけれども、特にどのような、行政部内の手続はかなり難しいというのでしょうか、事務が相当増えますので、それを簡素化する方法が必要かと思っております。

10 ページ、住宅借上げを行う場合に、どういう住宅があるのかということと事前に登録する仕組みでありますとか、入居管理あるいは退去の場合の契約等々につきまして、外部委託している事例がございまして。

11 ページは恒久住宅への移行支援策として、阪神・淡路大震災の際に復興基金を利用して家賃補助を行った事例を示したものでございます。

12 ページ、応急仮設住宅につきましては、災害救助法に基づき一般基準に基づきましてかなり厳しい基準が定められておりますけれども、13 ページとあわせてご覧いただいたほうが良いと思っておりますが、実際にはかなり居住の確保という観点から基準を上回る整備が行われてきたということでございまして、東日本大震災の場合には600万円、700万円というような実際上の単価がかかっているということでございます。

こうした中でどのような居住環境をどこまで確保するのかとか、あるいは特に14 ページに生活の確保ということで寒さ対策、バリアフリー対策等ございまして、特に最近ではコミュニティを維持するためにこういった形で進めるのが良いのかという課題も出ております。15 ページでは、そうした観点から単に住宅を提供するというだけでなく、生活を支えるという観点からの支援を行った事例がございまして。

16 ページは、以上のようなことを検討するに当たりまして、やはり状況が大分変わってきている、制度発足当初とは相当取扱いが変わってきているということがございまして、また、一番下に書いてございますように、他の低所得者対策とのバランスとか、あ

るいは自力でお住まいを確保されている方のバランスとか、さまざまな難しい問題も生じてきておりますので、そういった点についても議論してまいりたいと考えてございます。

17ページ、18ページは、これらにつきまして別途、検討会において検討させていただいておりますので、それについての御紹介でございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○ ありがとうございます。

住まいの再建あるいは被災者支援関係で副大臣に担当いただいて、検討チームで議論していただいたので、中間報告で結構ですからお願いします。

○ 今の17ページ、18ページの被災者に対する国の支援のあり方に関する検討会で、18ページの最後のところにメンバーの先生方を書いておりますが、室崎先生に座長になっていただいて検討を進めております。

17ページの3. の3つめのポツにありますけれども、御案内のとおり被災者生活再建支援法は全壊のときに最大300万円まで支援をする。これは基本的にはこういう災害に対する支援は自治体で対応していただくわけですけれども、大規模でとても自治体では対応できないというときに共助の仕組みを入れようということで阪神・淡路大震災の後に各県が積立金を都道府県で持ち寄って、その積立金から出す。その同額を国から出して、この最大300万円支援をしていこうという枠組みをつくったわけですけれども、昨今の例えば竜巻のように、わっと走り抜けて、ある市町村はこの基準であります10件以上の全壊が出た。ところが、その次の自治体は3件しか出なかった。そうすると10件は対象になって300万円最大出るわけですけれども、その3件しか出なかった自治体は出ないということで、同じ災害でたまたま行政区域の線引きがあるがゆえに支援の対象にならないというケースが生じておまして、そうした不公平を何とか是正できないかということで議論をいただいております、今、都道府県の事務局とも最終調整をしております、一定の方向性が出ればまた御報告できるかと思っております、そうした問題を最初に取り上げて検討しています。

あわせて17ページの下のところではありますが、災害救助法でも応急修理で52万円程度までは修理できるわけですが、それと支援法等の支援の関係とか、これは旧来、厚労省の所管であった災害救助法も内閣府の所管となりましたので、あわせて総合的にどういう形で公平に、効率的に支援ができるのかというところを引き続き検討してまいりたいと思っております。

とりあえず現状は以上でございます。

○ ありがとうございます。

以上につきまして各委員から御質問、御指摘がございましたら受けたいと思います。

○ 宮崎県でございます。

1点御報告と、1つ提言でございます。

まず南海トラフの特措法を制定いただきまして、大変心強く思っているところでございます。これに基づいて引き続き国の対策、支援メニュー、スピードを持ってお願いできればと思っております。本県でも今月15日に初めて南海トラフを想定しました大規模な実動演習、これは国、九州各県に参加をいただきまして121の機関、9,100人が参加したという、初めて後方支援拠点なども活用した演習を行ったわけではありますが、日ごろの情報交換なり顔の見える関係を築いていくのがいかに重要かということが、さまざまな実動演習を行うことによって感じたところでございますが、今の住宅の関係であります。9ページに今、民間賃貸住宅の借上げの点でございます。これは本県も不動産関係団体と提携を行っておりまして、いろんな情報交換、連携を進めておるのですが、南海トラフの場合に本県だけでも8万9,000棟が全壊をするという状況の中で、民間、公共も含めて賃貸住宅は2万7,000戸程度しか県単独では供給できない。やはり県を超えた連携が必要ではないかということで、したがって、この提言であります。その情報を共有する仕組みと申しますか、災害時に入居可能な民間賃貸住宅の情報を県を超えて共有できるような1つの情報フォーマットみたいなものを国が音頭をとって定めていただく、そして、備えておくというのは非常に重要ではないかと思っております。

もう一点であります。被災者生活再建支援制度、いろんな見直しを行っていただいて大変ありがたいことではございますが、国と地方が一緒になっての制度でありますので、これは知事会からもいろんな申し入れをさせていただいておりますが、引き続きいろんな意見交換をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

- ありがとうございます。どうぞ。
- 1点だけ。借上げ住宅の件で1つ意見でございます。

今回、首都圏の場合はかなり広範囲に虫食いだらけの被災地が出てくる可能性があります。そうすると避難あるいは場所を移るということも虫食いだらけで広範囲に広がる可能性があります。そうしたときに元に戻ろうとしたときに、1カ所の避難所にみんな集まっている場合には情報共有も簡単なのですが、広く特に借上げ住宅のようなところに散らばった場合には、あるコミュニティでの情報共有もしくは遠くへ散ってしまったがゆえにいろんな情報が入らないということがございまして、それをどうやってつなぐかというのは非常に重要なのではないかと考えています。

そうすると、1つのアイデアとしては、それぞれの自治会あるいは地区ごとにバーチャルなそういう情報システム空間をつくって行って、どこに散らばっても自分の元いたところの情報空間にアクセスすれば、今どういうふうになっているか、何が行われているかということがわかるというような、何がしか事前にそういう避難後の情報共有ができる仕組みがないとなかなか連絡がつかなくなったり、それぞれ戻りたくても何が行われているかつかめないとかいうふうになるのではないかと心配がございまして、特に

首都圏の人間が散らばろうとすると、近県でも足りないかもしれない、かなり遠くのほうへ親戚を頼って行くみたいなことがあるかもしれません。そういうことについても御検討お願いできればと思います。

○ どうぞ。

○ これが住宅のことにかかわるかどうかというのはわかりませんが、東日本大震災のときにも住まいが被災してもすぐ支援者がいないと生活できない人たちがいました。そういう人たちはどちらかと言うと、住まいの整備を待っているよりも、そのまま支援者がいる他県とか被災をしていないところに移るといような場所を前もって確保するような想定もしておかないと、ただ住宅だけを確保しておくのではなくて、すぐ生活に困るような方々は全く違う形の仕組みをつくっておかないと、次の日からというか、被災したその日から手が要るわけですから、支援者がいない状況だということは生活が全くできませんので、この住宅というところに入るかどうかわかりませんが、そういう視点を入れてほしいと思います。

それから、今までの被災地に行って、最近はすごくいろんな形でコミュニティを一緒にするというのと、そこに医療機関とかスーパーとかそういうものが一緒になったところできてきているのですけれども、やはりこういうものを多く、これから被災するかもしれないようなところにきちんと、自分たちが被災したときにはどういうものをつくるのかということをしっかり作り込んでおくような想定を考えてもらうようにしておかないと、国の機関で話しているときは、これで何とかかなるかなと思うのですが、自分が地元に戻ってくるとそういう話がなかなか浸透していないということをととても感じるのです。ですのでその辺の浸透をきっちり末端まで、特に市町村まで、森市長がいるようなところはいいのしょうけれども、まだまだそういう視点が欠けているなととても感じるので、市町村まで、末端まで情報が届くようにぜひしてほしいなと思っています。

以上です。

○ どうぞ。

○ 応急仮設住宅に関して付随する課題をもう一点、挙げさせていただきたいと思っています。

一般に応急仮設住宅ですけれども、プレハブ建築協会と協定を結んで資材を備蓄しておいてもらって、迅速に建てるといのがよくある方法なのですけれども、今回の東日本大震災では、地元の業者さんにも建てさせてほしいという要望が多く出たというのが特徴的だったかなと思います。特に福島県では当初予定の1万4,000戸のうち4,000戸を県内業者に割り当てるといような対応もとられていまして、今後の南海トラフを考える上でも、多分、地元の業者さんからこちらにも建設業務を回してほしいというような要望が出るのかなということが予想されますので、一部の建設に関して地元業者さんが請け負うこともできる体制も考える必要があります。

その際、プレハブ建築協会さんは備蓄しておいてもらって、迅速に建てるということですので、地元業者さんでは若干建築がおくれるとか、いろいろなものを建ててしまうとか、いろいろな課題も生じると思いますので、より標準化した建設の仕様のマニュアルをつくるとか、そういう付随したことが必要になるかもしれませんが、地元の復興と言う観点からは地元業者による仮設住宅の建設というのも、今後視野に入れていく必要があるのではないかと考えました。

○ どうぞ。

○ 例を挙げますと、実は99年にトルコのマルマラで地震があったときに、阪神・淡路大震災の仮設住宅を大量に無償譲渡したのです。何が問題になったかということ、実は日本の仮設住宅は松の杭を掛矢で打ち込むという、これで基礎をつくっている。ですからトルコに船で着いたらそれが建てられなかったのです。松の杭もないし、掛矢で打ち込む職人もいないわけで、ですから神戸から連れていった。それから、配水管のパイプが国際規格になっていなかったの、トルコ政府がせっかく用意していたパイプに合わなくて、またジョイントをつくり直したということなのです。

何を言いたいかといいますと、実は災害救助法が適用されると、これまでは厚生労働省、これから内閣府が仮設住宅の手配をやるのですが、災害が起こる以前の段階でこの仮設住宅を改良するというのをきちんと日常業務でやっているところがない。プレハブ協会というのはそんなこと絶対自主的にやりませんので、ですからまた今回の東日本大震災も最初に仮設住宅の建設では松の杭を掛矢で打ち込むという、こういうことが旧態依然として続いているということなのです。

特に今回は寒冷地仕様が必要だったのに、ほとんどそういうことが考慮されていなかったから、これが確かに1棟当たり600万円を超える大きな金額を必要とした原因なのです。これは、日常的に仮設住宅の改善をどこでやるのかというのが非常に不明確になっているところが放置され、その古い仮設住宅のままずっと来ていて、大きな問題になっているということだと思います。

もう一点ですが、実は阪神・淡路大震災で5年以内で仮設がゼロになった大きな理由は、不便なところに仮設住宅をつくったからです。ですから公営住宅にみんな競って入ったのです。ですからやはり仮設住宅から公営住宅にどう移るかといったときに、そういう筋道も考えておかなければいけない。単に経済的な問題とかを改善すれば移動するというものではありません。

これは1959年伊勢湾台風あるいは1961年の第2室戸台風でできた仮設住宅を、完全に撤去するのに30年以上かかっています。なぜかということ、便利なところにつくってしまうと退去しないという大きな問題があります。ですから今回、阪神・淡路大震災でも学校の校庭にできた仮設を撤去するというのはとても大変でした。結果的にその学校の児童のPTAが被災者とかけ合っただけということもしておりますので、ですから経済的な理由だけではなくて、便利なところに仮設住宅をつくるということが本当に

いいのかどうかということは考えておかなければならない。これは実際に公営住宅をつくって、そこに転居してもらおうという流れの中で考えておかないと、被災者は自分の近くで便利なところにつくりたいという要求がどんどん出てまいりますので、そのところは少なればいいのですけれども、多いと大変なことになる。復興が終わらないという問題が出てきますので、考慮していただきたいと思います。

○ ありがとうございます。どうぞ。

○ 中越地震から来年で10年になりますけれども、私は仮設住宅を中心とする住宅対策について随分進歩したと思っています。評価させていただいております。

中越地震のときに全村避難した山古志の理髪店を開くだけで大騒ぎしました。それから、仮設住宅地内に、これも全国初だったのですが、デイサービスセンターをつくるのにも大変厚生労働省といろいろやり合ってきた覚えがありますが、それが今、東北地方を回りますと本当によくできていると思います。

集会所とか談話室というのは大変大きな役割を果たすわけで、特に山古志村の人たちがそこでしょっちゅう会って復興について話し合うことができたというのが本当に大きかったと思っています。ですからコミュニティ単位で入っていただいて、きちんと復興を相談できる環境づくりというのは本当に大きな効果があると思っていますので、引き続きそういう形で進めさせていただきたいと思うし、一方でいろいろ問題はありますけれども、やはり災害が起こるたびに改善されているなというのが実感でございますので、引き続きお願いをしたいと思います。

○ ほかにございませんか。どうぞ。

○ 今、思い出したのですけれども、東日本大震災では被災された方々のお住まいが決まらなくて困っているということが報道されていきました。要援護者の問題とか、いろんなことが多くなったと思うのですけれども、建設するとき、全国的に建設業協会さんなどの連携ができていのかということを感じます。余りにも被災地の復興の速度が遅いというテレビ報道を見たときに、地元の建設業協会に電話をして確認したことがあるのです。そうしたら、向こうから自分たちのところには別に応援依頼など来ていないと言われたのです。それだけ遅れているのであれば、専門職を何で集結させないのだろうか。そういう連携がどうしてできないのだろうかとそのときにすごく疑問に思ったのです。業界の中できちんと仕組みができていのかどうかということが気になりました。

以上です。

○ 特に今の委員のことはどういう対応をしていたか。

○ まず町内会みたいな仕組みをつくったらという話をいただきました。それは資料の18ページで今回、別途の委員会で検討しているという中に、上の主な検討項目の5番のところで被災者が必要とする情報に迅速にアクセスできる仕組みづくりというのを検討しまして、その中でいただいた御意見も踏まえて検討してまいりたいと思います。

次に、要支援者の話がございまして、今回の災害対策基本法の改正で要支援者名簿を

つくることにしておりますので、災害時の要支援者名簿をつくり、それに対する対応を決める中でそういった広域的な対応も含めて検討してまいりたいと思います。

同じく今、御質問いただきました建設業界の連携の関係ですけれども、それは全国的な対応はもちろんとるようにそれぞれ動いていたのですが、遠くから行くとなると宿舎をどうするのかとか、その場合、余分な費用がかかった分はどう面倒が見られるのかとか、さまざまな問題がありまして、そういった点についてそれぞれ整理するのに若干時間がかかったというものがございます。

あと、どうしても地元で優先的に仕事をおろしたいという気持ちが発注者側にも受注者側にもございますので、その辺のところも多少あったかなと思いますが、実際にはかなりの程度全国からの応援が入っているのが現状でございます。

地元の活用ということにつきましては、東日本大震災でも大きな話でありましたので、今後検討していきたいと思います。

いわゆる仮設住宅から次のステップへ円滑に移っていく仕組みというのは非常に重要な視点だと思っております、特に民間の賃貸住宅を借上げたような形になってまいります。そこが大きな課題になってまいりますので、その辺は十分に注意して検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○ よろしいですか。それでは、大体議論も出たようでございますので、これでこのテーマについては閉めさせていただいて、3つ目のテーマでございますが、第3回の国連世界防災会議が仙台で2015年3月に開かれますので、この説明をまず統括官からしていただいた上で、御議論を進めたいと思います。それでは、お願いします。

○ それでは、お手元の資料4をごらんください。「防災先進国・日本」を世界に発信する取組についてということで、国連防災世界会議でございます。

グローバルな防災戦略について議論をする国連主催の会議でございまして、第1回は1994年に横浜で、第2回は2005年に神戸で、ともに我が国で開催されたところでございます。第2回会議では10年間の国際的な防災の取組指針、兵庫行動枠組（HFA）ということ言われているものがございまして、それを受けましてちょうど2015年にそれが切れるということもございまして、2015年3月14日から18日に仙台で開催するということが、これは先般12月20日に国連総会で決定されたところでございます。大勢の方に御参加いただけるということで、我が国の取組をアピールするいいチャンスであると考えているところでございます。

2ページ、まず兵庫行動枠組につきましてどういったものかということでございます。3つの戦略目標と5つの優先行動というものがございまして、上にa、b、cという3つと①～⑤までの優先行動が定められてございます。この段階でレジリエンスということが表題のところをごらんいただきますと、欄外ですけれども、上のところがございますが、既に使われてございます。

それに対します評価というものが3ページにございます。実施状況でございます。国連のほうで点検いたしました、国レベルの防災制度、組織の整備、優先行動1、優先行動5については比較的進んでいる。一方で経済的な被害というものは人口の増加とか経済の発展あるいはグローバル化等により増加している。一方で潜在的なリスクを軽減させるためのインフラ整備、これは優先行動4ですが、これが比較的遅れているということでございます。HFAは防災対策の指針として認知されているということでございますので、この要素は維持しつつ、さらに新たな課題に対して対応して強化していく必要があると考えております。

2005年以降の状況の変化ということでは、1つは下にございますけれども、都市化の進展、気候変動によりまして災害リスクにさらされる人口が大きくなっている。それから、グローバル経済の進展によりまして災害リスクが国際的に広がっている。それから、各国の防災制度、組織の整備は引き続き大きな課題になっている。それから、さまざまなステークホルダーの能力強化が必要である。科学技術の進展を災害リスクの発見、周知に活用する可能性が広がっている。そんなようなことが提言されているところでございます。

我が国といたしましては、東日本大震災の被災地の復興の現状を積極的にアピールするとともに、それによって得られました経験と知見を世界に向けて発信して、国際貢献を行っていくよい機会であると考えているところでございます。

5ページ、どのような取組があるかということ整理したものでございます。具体的には6ページ以降に資料をまとめてございます。まず国際的な開発目標に我が国の防災の知見あるいは視点をきちんと反映させていきたいというのがございます。国連のミレニアム宣言というものがございまして、それに基づきましてミレニアム開発目標がございまして、現行8つの目標があるわけでございますけれども、その中に防災の位置付けというものがございませぬ。こちらのミレニアム開発目標も2015年に期限がまいりますので、そのポスト2015開発アジェンダの中に防災の主流化、防災ということをしっかり位置付けていくことが必要ではないかと考えるところでございます。

2つ目には我が国の防災技術を海外で御利用いただくということで、国際貢献であると同時に、我が国の防災技術を世界に売り込むチャンスという両方の面があるかと思っております。7ページの左側にございますが、これまでの二国間の防災協力というのは、官は官同士、産業は産業同士、学は学同士というつながりがございましてけれども、そうだと相手側のニーズに合わせたソリューションをきちんと与えていないということがございますので、産官学をそれぞれ日本あるいは相手国それぞれで合同の組織をつくって、それぞれが全体として意見交換する。防災共同対話ということを進めることによりまして、我が国として相手のニーズにきちんと応えたソリューションを行うとともに、それを直ちにビジネスとしてしっかり提供していくことができるのではないかと考えておるところでございます。

8 ページ、ICTを活用した災害情報の収集、分析、共有の推進ということでございます。ここではインドネシアの事例といたしまして、我が国で防災情報収集あるいはそれを分析し、データ化するといったシステムを全体として支援するというところでございます。我が国におきましては例えばワンセグのようなものなど、さまざまなノウハウがございます。それから、例えばタイの水害のときにも全体の水害がいつごろどこまで水が届くのかという情報が、きちんとタイの中では地元には伝わっていなかったということがございますので、そういったノウハウを提供していければと思っているところでございます。

9 ページでは人道支援という観点から、AHAセンターでASEANの防災・緊急対応協定を結び、支援を行っているというようなものがございます。

10 ページ、こちらでは先ほどのグローバルに展開するという意味から、グローバルなBCPの作成を進める必要があると考えておりまして、2013年にインドネシアにおきましてそういった観念のワークショップを開催し、我が国からも多数の企業等が参加したというところでございます。

11 ページはより具体的な海外における緊急支援という形で、こういったものもよりスムーズに国際的な支援ができるようなフレームづくり、あるいは送り出す側も、受け入れる側もそれぞれの体制を整えることによって、こういったものが進められるのではないかと考えているところでございます。こうしたことにつきまして、2015年に向けて進めてまいりたいと思っておりますので、こういった観点からどのような方向で会議に臨んだらよいか、あるいは会議をどういうふうに生かしたらいいのかということについて、御意見を頂戴できればと思っております。

なお、お手元に資料8というものがございます。本日御欠席の委員から御意見を頂戴いたしております。上の1というのが国際防災協力の取組例というところでございますけれども、消防協会で寄贈しようとした車両の輸送費を、受取り国側が思うように調達できないために、寄贈を取りやめなければならなかったということがございました。また、消防車両の運用技術を指導する人材派遣を求められているケースがございますということで御提言をいただいたところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○ ありがとうございます。

この議題に関しましては三ツ矢外務副大臣より発言を求められていますので、三ツ矢副大臣、よろしくお願いたします。

○ ありがとうございます。

今、統括官から御説明のあったとおりでございますが、自然災害が人命や長年の開発成果を一瞬にして奪いかねない大きなリスクであることを我が国は身を持って経験してきたわけでございます。他方、自然災害の被害者の9割は途上国の人々であると言われておりまして、子供、お年寄り、障害者等、立場の弱い人々が特に大きな影響を受けるという意味で、自然災害は人間の安全保障を脅かす大きな脅威の1つでございます。

外務省としてはこれまでもODA等を通じまして、積極的にこの問題の解決に取り組んできているところでございます。

先ほど御説明がございましたように、国際的に日本の取組等を発信していく場として、第3回の国連防災世界会議は非常に重要な会議でございまして、国際社会に対し、防災の主流化の重要性を、この会議を通じまして強く訴えていきたいと思っております。また、同時に我が国の防災の経験や教訓あるいは防災技術、システムを世界と共有する絶好の機会がございまして、この点に関しましても関係者の御協力を賜りたいと考えております。もちろん東日本大震災からの復興を国際社会に発信する意味でも、重要な会議であると考えています。

それから、これも言及がございましたが、ミレニアム開発目標。これも2015年に達成期限を迎えるわけですが、ポスト2015年の開発アジェンダにおきましても防災を適切にメインストリームとして位置づけたい。このように考えているところでございまして、この2つの場を通じまして防災の主流化に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き関係者の皆様方の御協力をお願いしたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

○ ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御意見を頂戴したいと思います。どうぞ。

○ この国連防災世界会議は今、お話がございましたけれども、発展途上国を中心に考えたほうがいいということですか。

○ これはまさに国連が主催する会議でございまして、途上国に限らず先進国、恐らく百数十カ国、国連本体もそうでございますが、UNDP等、関係する国際機関もかなりの数のところが出てくるということございまして、これは途上国に限らないと思います。

○ 途上国ということで御意見を申し上げますけれども、あまり日本の先進的な技術だと発展途上国に合わないことが多いように私は思います。8ページにインドネシアと書いてありますが、これは恐らく政府の幹部はこういうことを望むのですけれども、現実的ではないことのほうが私の経験で言うことが多いわけです。つまり政府の首脳は最先端のものを入れたくてしょうがないからこういう話になるのですが、現実には適用できないケースが結構ある。私はJICAの専門家も経験しておりますので、そういうことは身に染みております。

長岡市でJICAの海外展開支援事業、これは防災には限らないのですが、たまたま長岡の中小企業が開発した防災システムで河川監視カメラシステムと、これはフィリピンとバングラデシュで実証実験をやることになっていきますし、緊急告知FMラジオという災害時に電波で自動的にスイッチを入れて、ラジオで緊急警報を発信するシステムを、インドネシアで実証実験。これはJICAのお世話になって長岡の中小企業が海外に展開するものでありますが、こういう例えば緊急告知FMラジオのようなシステムというのは、日本だと防災の専門の方から見ると同報無線のほうがいいのか、そういう評価を受けやすい

のですが、発展途上国にはこういうほうが私は向いていると思います。

ですから、そういう視点で先進国には無理でも発展途上国向けの技術というのはかなり、8ページのように総合的な技術ではなくて、個別的なものでも役に立つものがあると思いますので、そういう視点で少しいろいろ新しいシステムを中小企業から拾いますと、割とおもしろいものが出てくるような気がいたしますので、現場向きのものを少し出していくという視点が必要ではないかと思います。私の経験上でございます。

○ どうぞ。

○ こういう機会を設けて日本の力を世界で使っていただくことも非常に重要だと思っておりますが、防災先進国とは何かということも少し整理したほうがいいと思っております。1つは再発防止から未然防止へという転換ができていくかどうかという点にあると思います。

これまでいろいろ防災関係の法律等の改定というのを見てくると、必ず大きな被害が起きた後で法律がつくられているのです。だからどうしても後追いになって、しかも、やっている内容が災害の経験に基づいた改定ですので、再発防止的な色彩が強い。今回も原子力災害というのはきちんと明記されて改定されようとしているのは結構なのですが、それが原子力にとどまるのか。原子力の災害を経験した日本としては、科学技術、工学システム、大規模工学システムの科学技術災害ということに対する視点があるぞという大きな視点の中で当然原子力もやるというような、一步経験を越えた未然防止の観点までいって始めて先進国なのではないかと思っておりますというのが1点。

先進国と言って威張っていてもしょうがないので、防災の中でいかに国際協力の中で世界の防災に貢献するかということも非常に重要だと思っております。そういう観点では先ほどもお話がありましたが、防災関連に関する標準化みたいなことも少し骨を折っておく必要があって、これから特に地球温暖化等で大規模災害がふえてくるときに、どうしても一国では無理と。多国間で防災を協力していくためにはいろんな機器、設備等の標準化をやっておかないといけないのではないかと考えておまして、それは日本が助けをもらう場合も同じです。そういうことにリーダーシップをとればいいのではないかと考えていますので、御検討よろしく願いいたします。

最後に、ちょっと1点言葉として国土強靱化という「国土」という言葉に多少引っかかりがあって、国土というのは国の基盤であることは間違いないのですが、本来、日本が目指すところは社会強靱化であり、国の強靱化なのではないかと考えておまして、国土という名前が変に狭く捉えられないように広く解釈していただきたいと思っております。

○ どうぞ。

○ ありがとうございます。

こういう防災関係で日本が持っている高い知見とか教訓を相手国に提供し、あるいは国際的に提供し、災害から人類を守るという観点が大変重要だと思います。そういう面から見ますと、こういう日本の高い知見とか教訓を人道面からいろんな国に対して支援

をしていく。例えばどういう国であっても大きな災害が起こったときに国際緊急援助隊をすぐに派遣をして、そして人道面から支援をしていくことが1つ典型的に考えられるわけですが、一方でやはりこうした日本のノウハウというのは二国間の枠組みの中で、二国間関係を促進する上では大変有効なツールである一方で考えるべきではないか。

ですから人道面での支援を広範囲に行っていくと同時に、やはり日本の持っているこういう技術だとか優れたノウハウというものをどういう場面で、どういうふうに生かしていったら国として一番有効なのかということも考えながら、二国間の全体としての枠組みが促進されるように、例えば何かの関係でもつれているものを、こういう防災面の貢献を通じてほぐしていくといったような考え方も一方で必要になってくるのではないか。そういう意味で国連の会議の場も大変重要な場でありますから、有効に使っていくことが必要ではないかと思っています。

○ どうぞ。

○ 実はことし9月にイギリスでリスクマネジメントの国際会議がありました。私は基調講演をしたのですが、演題は向こうから指定があって、東日本大震災後の日本政府の防災・減災対策という演題をいただいたのです。そこで具体的に政府の中央防災会議、専門調査会がそこにぶら下がって、かつ、今のように防災対策実行会議というものがあって、そこでいろいろ建議されたものが閣議了承、そして法律になっていくプロセスがなかなか各国に伝わっていないといえますか、そういう情報がほとんど先進国からも出てきていないのです。ですから今回、防災の主流化の中で我が国政府がこれまでやってきている体制そのものを明らかにすることはとても重要です。特に、途上国はこういうふうに防災対策を進めていかよくわからないというところがあって、各国がばらばらの対応をしているのが現実なものですから、日本政府はこういう標準モデルがあるという形で今やっていただいている体制を出していただくというのは、とてもいいのではないかと思います。

幾つかの報告書は英文化されていますから、それについてはPDFで利用できるという形で、その後、随分ニーズがありました。アメリカ合衆国でもFEMAとか大気海洋庁などの意思決定の過程というのは余りクリアに外からは見えないという問題があります。ですから日本政府こそ防災にどう取り組んでいるのかという体制上の形をきちんと出していくというのも、途上国にとってはとても大きな貢献になると思います。

○ どうぞ。

○ 防災の主流化というのは、日本のような先進国におきましては非常に受け入れやすい命題だと思うのですが、これを途上国にも、あなたの国も防災の主流化をやらなければだめだよと言うのは非常に現実的には難しいことだと思います。

例えば環境問題と同じように、それ自体がいいとみんな思うわけですがけれども、環境問題あるいは防災の主流化にお金をかけるよりも、まず国民総生産を上げよう。そちらに途上国の人と話していると話がどうしても行ってしまうのです。しかも防災ですとり

スクに何かを投資しなくてはならない。それならリスクを考えるよりは儲けようではないか、国として総生産を上げようということにどうしても話がなりがちですので、途上国にも同じように防災の主流化を求めるとしたら、国をあげて知恵を出し合っていないと、これはお題目は伝わるかもしれませんが、なかなかうまく相手国に合わないのでは実現するのは難しいかと思います。

ただ、先進国側が支援として防災の主流化をする。防災の主流化の中で支援をしましょう。そちらは多分できると思うのですが、途上国側での受けとめ方には説得あるいは非常にうまい知恵がないと実現が難しいので、そこはどうぞお知恵を出していただければと思います。よろしく願いいたします。

- 前回の国連防災会議があったときに、同時に兵庫県で災害ボランティアの国際大会を開催した記憶があります。そのときに住民を支援する側として何が大切なのかとか、それぞれ国によっていろいろ役割が違ったりはしましたけれども、お互いに支援するというを高めたような気持ちがあります。そういうものも同時が必要かなということと、もう一つ、ここには官と産と学。一番被災者になりやすい民に対しては、どういう御提言なりをされるのか。今までの発展途上国の被災された方々を見ていると、余りにも基本的な情報からもかけ離れたような行動をとられていることが多いと思うのです。そういうことに対してもきちんと発信をしたりとか、それを教育のところに持っていく必要があるのではないのでしょうか。

先ほど委員がおっしゃったように防災の主流化というのは難しい。でも、私たち地域づくりをしている人間としては、防災は地域づくりそのものなのです。ですから発展途上国も地域づくりという形で防災をきちんと教育していくような御提案ができないのかと思います。これは今後私たち住民が地域をどうしていくのか、どうする支援が一番必要なのか。先ほど名簿という話もありましたけれども、どうしても名簿というものが出てしまうと名簿をつくって安心してしまう。その先がないということが起こりやすいので、今後どうしたら本当に被害から免れるような仕組みがつかれるのか。地域住民の中でもできるということを検討しながら、お示しできるようになればいいのではないかと感じました。

以上です。

- ありがとうございます。どうぞ。
- 少し視点を変えて意見を言います。

科学技術の発展形態は実は2つあって、1つは産業革命で行われたように蒸気機関のようなある特別なものが発明されたことによって進むという場合と、もう一つは研究開発の集中投資であります。特に一般的に多いのは軍事技術への集中投資が科学技術にスピナウトするということが非常に多くて、NASA計画もそうなのですが、日本の場合は軍事に集中投資というわけにはいきません。それに非常に似たような総合技術として防災技術というものがあって、実は防災技術に対するいろんな研究開発、集中投資という

のは単に国の防災技術に関するものにとどまらず、非常に大きな科学技術、産業全体に対する技術開発普及効果があるという観点からも、この防災技術に関する研究開発投資を国として御考慮いただければということだけお願いしておきます。

○ ありがとうございます。

ほかに特にございませんか。よろしいですか。では、この3番目のテーマ、国連防災世界会議関係はこの辺にさせていただきたいと思います。

最後、その他について統括官から説明してください。

○ その他、報告事項に属するものでございます。資料5～資料7でございます。

まず資料5でございますが、今般の災害対策基本法が改正されたこと、あるいは大規模災害からの復興に関する法律が制定されたこと、あるいは原子力規制委員会からの検討等ございまして、防災基本計画を修正させていただきたいと思っております。来年1月に開催が予定されております中央防災会議において、修正を予定しているということでございます。

具体的には2番のところに書いてございますように、法律を踏まえたさまざまな改正と、特にその他のところに書いてございますが、大島の台風第26号の被災を踏まえて、避難勧告の判断基準の明確化ということの記述も加えることとしているところでございます。

資料6につきましては、政府の危機管理組織の在り方についてということでございますけれども、先般、臨時国会で成立いたしました国土強靱化法ですとか、あるいは今年5月の災害対策基本法改正の際の衆参両議院での附帯決議等において、又は原子力規制委員会の設置法の附則の中でも、大規模災害が発生した場合の政府の対処体制について言及されているところでございます。内閣府といたしましては、今年度中にアメリカのFEMAを初めとする各国政府の体制を改めて調査いたしまして、来年度に我が国における最適な危機管理組織体制の在り方について検討を行っていきたいと考えておりますので、また検討が進みましたら皆様方の御意見を頂戴したいと思っております。

資料7につきましては、前回第2回の会合におきまして頂戴いたしました御意見に対しまして、対応状況を整理したものでございますので、後ほどご確認いただければと思います。

簡単でございますが、以上でございます。

○ ありがとうございます。

その他で何かございますか。どうぞ。

○ 危機管理体制の在り方ということで、今後更に検討されるということですが、ブロックごとの大規模災害への対応をする拠点づくり、九州は九州なり、中四国は中四国ということでぜひ御検討をいただければということと、先日も実動訓練を行って実感をしたのですが、県においていろんな実働部隊といますか、訓練の蓄積がないもので

すから、そういう自治体の人材育成をいろんな形で御支援をお願いしたいと考えております。

以上です。

○ ありがとうございます。

その他もないようでございますので、今日はこれで会議を終了させていただきたいと思いますが、次回また御案内させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。皆さん、よいお年をお迎えくださいませ。

これは私がこの後、記者会見で皆様の御意見も代表して紹介させていただきつつ、会見をさせていただきたいと思います。

今日はありがとうございました。

以 上